

久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

吉田, 昌彦

<https://doi.org/10.15017/1551338>

出版情報：九州文化史研究所紀要．42/43，pp.93-116，1999-03-31．九州大学大学院比較社会文化研究科
九州文化史資料室

バージョン：

権利関係：



久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

吉 田 昌 彦

一、はじめに

普通、浪人（牢人）とは、「主君がいない浪々の身の上」の武士を指しているが、久留米藩では、それら浪人のなかに藩の「浪人帳」に所載されていることにより、他の浪人と弁別されている浪人のグループ「浪人」が存在していたのである。

この「浪人」について、従前、他藩の郷士に相当するものと理解されているが、その実態はほとんど不明のままに置かれている。

学説史上、郷士は、① 旧族郷士（ex. 土佐藩の長宗我部郷士）② 献金や開発の功績による取立郷士 ③ 在郷家臣（対馬藩、米沢藩など）の三つのパターンに分類されているが、久留米藩の「浪人」に関する史料を瞥見したところ、②の要素はあるものの、これら三つの類型では律し得ない部分が、その基本を形作っているものと思われる。

小論では、この久留米藩の「浪人」制度について、その基本的枠組みを明らかにすることとしたい。

なお、小論では、これ以降、「主家を持たず浪々の身である武士全般」を牢人と記し、久留米藩の「浪人」制度

確立前、一定の手続きで藩に登録され、その意味において他の牢人と区別されたものを「牢人」と記す。また、「浪人」制度成立後、浪人帳に記載された「牢人」を「浪人」、記載されていない久留米藩居住の「牢人」を浪人と記し区別することとする。ゆえに、「牢人」は久留米藩居住の牢人という全体集合の部分集合であり、「浪人」と浪人という概念は、ともに久留米藩「牢人」という全体集合に構成する「相異なる二つの部分集合」であり、かつ補集合である。¹⁾

二、浪人奉行の成立

浪人奉行の成立に関し「久留米藩の浪人制度」は次のような史料を引用としている。

一、島原御陣之節迄は、浪人奉行無之、寄親方へ罷在、島原已後御先手物頭支配に有之、其後岡田八郎兵衛へ浪人奉行被仰付候

この史料の出典は明記されておらず、この論文の筆者が戦災で亡失した史料の一部であると考えられるが、この史料を根拠として同論文は「浪人を支配する浪人奉行の役人は寶永（寛永の誤りか——引用者、以下同）十五年島原出陣後に出来た」とのみ指摘している。

このような短い指摘は多分紙数の制約からではないかと考えられるが、典拠としている史料の内容をすべてカヴァーしているとは言いがたい。今、ここで、この史料に即して「浪人」支配制度の成立を述べれば、最初、家中の与力として遇されていたものが、島原の乱終結以後、先手物頭支配となり、最終的には浪人奉行による支配に移行し初代浪人奉行が岡田八郎兵衛であったと要約されよう。

しかし、この要約に従うと、最初、久留米藩の牢人はすべて何れかの藩士の寄子であり純粋な在郷牢人などは存在しないということとなり、実態を網羅した記述ではないのではなかとの疑問が残る。

すなわち、（管見の限りではあるが）久留米藩の牢人支配制度に関して確認できる最も古い直接的史料、正保三年八月二十三日「忠頼公 御代御掟条々」と照合すると、この要約、ひいては「久留米藩の浪人制度」が引いている史料自体を全面的には信じていることができないものと考えられる。

因に、正保三年八月二十三日「忠頼公 御代御掟条々」は次にとおりである。

一牢人之儀、公儀并他所構無之、慥成受人あらは様子承届、組頭え相断、可召置事。

付り、在郷召置牢人之儀、百姓手前より郡奉行へ相断、郡代へ申聞、受人を取可召置事。⁽²⁾

この法令は、幕府や他家に対して支障のないことを条件にしつつ家中士が確かな請人を取り組頭に届けた上で牢人を家内に「召置」くことを、また、在郷している牢人の場合には「百姓」が郡奉行、郡代への届け出、請人を設定した上で郷中に「召置」くことを久留米藩が許容したものである。

かかる規定の内容は、次のような当時の久留米藩の牢人の実態を示している。

その一は、当時の久留米藩の牢人には、① 家中「召置」 ② 「在郷召置」という二通りの存在形態があった点である。このことから、当時の久留米藩の牢人が、家中の厄介になることにより身分的（なかには経済的）存立基盤を維持していた牢人と、土着して独自の存立基盤を展開しつつあった牢人とに分けることができるものと考えられる。

その二は、家中「召置」の場合は「召置」いている家中の組頭の承認を得ることを、在郷の牢人については居村を支配している郡奉行・郡代という藩の郡方支配機構に許可を受けることを課し牢人の居所に応じた支配を行おうとしていた点である。

すなわち、同藩は、牢人の処遇を「召置」いている家中の家や村方の問題として基本的に処理しようとしていたのであり、この段階では同藩が牢人支配のための特定の役職を設定していなかったことがわかる。

その三は、達しに規定されている手続きを通じて「牢人」として藩に登録・掌握されることにより、公式には武士の身分を失なうであろう、それ以外の牢人と差別化を図っているものの、「牢人」に久留米藩が大した身分的特権を付与していなかったと考えられる点である。

それは、「牢人」居住に関する藩の許可に当たって「百姓手前より郡奉行へ相断」という文言にあるように在郷の「牢人」を村方の支配体系のなかに置いていた点に端的に示されており、牢人の家中「召置」の場合も「在郷召置」と身分的に区別されているとは思われないからである。

すなわち、家中「召置」・「在郷召置」という支配の相違こそあれ、この令達により請人を設定することにより牢人全体のなかで信用し得る牢人を「牢人」として藩が掌握し家中の家内「召置」・「在郷召置」という牢人支配システムの信頼性強化を図ろうとしたものであることは間違いないところであろう。

以上のことは、島原の乱後九年経過した時点で出されたこの令達において、特定の役職の下に牢人の一部が「牢人」としてグルーピングが行われていなかったこと、ひいては「久留米藩の浪人制度」所載の史料が説く「島原の乱終結直後、家中の寄親支配だったものを先手物頭支配に変更した」という「歴史事実」が誤りだったことを示している。

そして、かゝる動きは、後述するような「浪人」（「浪人帳」に藩が記載することにより「浪人格」「浪人並」という特権的な士格を付与されたもの）と浪人（「浪人帳」に記載されず何ら特権を付与されていない文字通りの「浪々中の武士」とに二分する際の母体となる「牢人」を全般的に成立させたという点において久留米藩独自の「浪人」制度成立の前提段階というよう。

では、先手物頭支配への移行はいつ行われたのであろうか。

『米府年表』一に、「（承応）四年三月朔日浪人御定浪人奉行富島五郎太夫被仰渡条々有之」との記事がある。³⁾

ところが、有馬文庫所蔵『略系譜1』六には富島五郎太夫について「寛永年父跡式三百三十石後御先手弓足輕五人支配承応四年御礼帳同御備承応三記承応中御領分中浪人奉行稲員記承応三年浪人支配ト云々明暦元未死」と記され、『略系譜2』六には「家督三百三十石後大組弓足輕二十五人支配承応三年浪人奉行明暦元未病死」とある。

二つの系譜の間には、前者が御先手弓足輕支配、後者が大組弓足輕支配としているという相違点があるが、後者も、先代左助については「御先手鉄砲頭鉄砲知行三百石」とあり五郎太夫が少なくとも家督相続直後は御先手支配であつた可能性は否定できない。

留意すべきは、前者の略系譜で「浪人奉行」の註として「稲員記承応三年浪人支配ト云々」と記されている点である。この記述は、承応三年の段階では「牢人」に関する役職が「浪人支配」と呼称されており、「浪人奉行」という記述は略系譜が編纂された段階で、「浪人」に関する役職が同職であつたためなされたことを示唆している。また、『米府年表』一における「浪人奉行」の使用も同様であつたと考えられる。

事実、有馬文庫所蔵稲員家『家勤記得集全』明暦元年三月六日条には同日段階の久留米藩主要役職者が列挙されているが、「牢人支配 日比藤兵衛」という部分がある。しかも日比藤兵衛は「足輕頭四百石」と記されている。

また、『略系譜1』二十六によれば日比藤兵衛は藤兵衛勝之のことであるが、同項には「寛永十六年卯二月五日御先手物頭鉄砲知三百石山本郡与田村合七百石寛永未給知帳慶安年中鉄砲一統被召上候節差上慶安承応御備承応四御礼帳四百石万治元帳寛文三卯六月十七日没」、『略系譜2』二十六にも「寛永十六年卯二月御先手物頭鉄砲知鉄砲知三百石慶安年中鉄砲一統被召上候節差上」とあり、日比藤兵衛が御先手物頭であつたことが確認されるのである。

さらには、『家勤記得集全』には、元和十九年（寛永十年）九月晦日時点の久留米藩主要役職者の一覧が載っているが、そこには牢人支配や、それに類する役職名を見いだすことはできず日比藤兵衛の名前も足輕頭四百石とし

で載っている。

以上の諸点を総合すると、「牢人支配」という先手物頭（足軽支配）系・四百石程度の兼帯の職として先手物頭支配は少なくとも承応三年の時点までには成立していたこと、確認できる最も早い「牢人支配」は、承応三年の富嶋五郎太夫、次いで承応四年（明暦元年）の日比藤兵衛であったことが導き出されるであろう。

では、先手物頭支配から浪人奉行への移行はいつ頃であったのであろうか。

「久留米藩の浪人制度」で引用している史料では最初の浪人奉行は岡田八郎兵衛としているが、『家中略系譜1』七によると、それは八郎兵衛正之のことである。

『略系譜』では彼について「寛永十七辰七月新知百五十石御奏者番御用人勤正保四亥八月御加恩二百石慶安三年寅御奏者番大小性頭八月二十一日跡知五百石万治元帳御手廻ノ内寛文三帳浪人奉行寛文六帳延宝七帳後以病依願御役儀御免寄合組元禄三年五月二日没」とあり、岡田が、少なくとも寛文六年から延宝七年までの間、浪人奉行であったことが確認できるのである。

気になるのは、『略系譜』正文上では岡田と同様、富島や日比も「浪人奉行」と記されているため、岡田も「浪人奉行」ではなく「牢人支配」ではないか、という点である。

しかし、それは、つぎのような理由で杞憂と思われる。

① 富島の「浪人奉行」について「牢人支配」という注記があった『略系譜1』の岡田の「浪人奉行」の部分にそのような記述がないこと。

② 岡田が奏者番、御用人、大小性頭といった藩主側近の職を歴任した人物であり、かかる経歴は、先手物頭（足軽支配）に「牢人支配」を兼ねさせるという富島・日比の頃の在り方と明らかに異なっていること。

③ 日比・富島が先手備の大將指揮下に置かれた組頭だったのに対して、岡田は藩主側近の役方を歴任し御手廻と

して藩主に直属する立場に基本的にあったこと。

以上の点は、岡田と富島・日比とが組織上の立場や格において異なっていることを示しており、岡田は「牢人支配」ではなく『久留米藩の郷士制度』が説くように「浪人奉行」であつたとしてもさしかえないであろう。

すなわち、浪人奉行は、遅くとも岡田八郎兵衛が就任していた寛文六年には成立していたと判断されるのである。

三、「家中召置」・「在郷召置」段階の牢人と参陣

まず、「家中召置」・「在郷召置」時代の牢人の参陣について考えていこう。

管見のかぎりでは久留米藩の牢人と戦との最も古い関わりを示す史料は、島原の乱に関する記録か「浪人格帳」などの由緒附における同乱に関わる記事である。

すなわち、『米府紀事』巻之四には家老有馬内記が島原の乱における「召連れ人数」が記されているが、内記人数一八〇名のうち、「浪人衆」として「榊次大夫 上下三人」「小西九兵衛 上下三人」「竹井安太夫 上下三人」「岡本安右衛門」などの人名が見え、別の箇所には「榊次太夫上下」「福島与一右衛門 上下五人」以下、十九名の人名が記されている。⁽⁴⁾

さらには、『嶋原一揆御誅伐覚』には「有馬内記所ニ罷り候浪人 岩井弥太郎」、「有馬監物所ニ罷り候浪人 長沢助之丞」「有馬主水ニ罷り候浪人津田源左衛門」という呼称や、これらに類した記述が散見される。⁽⁵⁾

これらは島原の乱において牢人が家臣の与力として参戦していたことを示している。

また、特定の家臣と関係を持たない牢人は藩に直接、陣借りをしたか、特定の役職者の下に配置された可能性は否定できないが詳細は不明である。⁽⁶⁾

そして、『家勤記得集全』元和十四年二月朔日条によれば島原の乱に従軍した牢人のなかから榊次太夫二五〇石、

竹井安太夫二五〇石、陸田式部七〇〇石など八名が有馬家より召し出しを受けているのである。

いずれにしても、島原の乱において久留米藩は牢人を戦力として活用し戦いのなかで実績を作ったもの、父が戦死することにより有馬家に対して「軍忠」を果たしたと認められるものを召し出すことにより家臣団の充実を図ったと考えられるが、久留米藩の「浪人」制度を考えていくうえで注目すべきは、先にも挙げた牢人福島与右衛門の処遇である。

すなわち、「福島与一右衛門 上下五人」として有馬内記の手に加わった牢人福島与右衛門は、帰陣後に牢人の身分のまま「竹野郡浮地村之内、散田百八拾八石余拝領仕、役高御引被下置御目見仕来候」という厚遇を受け在郷のための根拠を得ている。⁷⁾

この処遇は、「上下五人」という「軍役」負担を可能にし通常の牢人以上の「格式」を与えるもので、地主手作りを生業にするものの福島家に「客分」的要素を付与したものだといえよう。

このような福島家への処遇に類する例は島原の乱以前にも見いだすことができる。

すなわち、道家伝左衛門は旧田中家家臣で、田中家では鉄砲頭、赤司村城在番を勤めた人物であるが、有馬家より召し出しを受けたにもかかわらず応ぜず、このため、「他所えは御出し不被成、御領内之内住居仕候様被仰候ニ付、先知行所御井郡下川村居住仕度旨、申上候処、願之道被仰付、夫役ニて屋敷御取建、作事迄被仰付、其後破損繕も被仰付、為御救持抱地方式百石引高被仰付候」という処遇を受け、居村における地主手作の基盤を藩より与えられている。⁸⁾

また、立花立斎に仕えたという木庭新兵衛は寛永四年に牢人し下妻郡久恵村に居住していたところ、廻郡中の有馬彦岐から呼び出しを受け「江上表一戦之刻相働候段」を話させられ、その上で彦岐から有馬家に仕官する希望はないかと聞かれた際、豊後に行くつもりと謝絶した際、彦岐から在国するように言われ「上妻郡吉田村百性差上地

高二百石有之候間、向後無役ニて手作仕候様被仰付」⁽⁹⁾ている。

以上の例は、久留米藩が、牢人の「在郷召置」において武功などのある武士に引地高を与えて領内にプールしようとしていたことを示している。

そこには、有馬家と封建的主従関係を結ぶことを拒んだ牢人に対する藩よりの「客分」的処遇を見いだすことができるのである。かかる牢人は明らかに藩より特権を与えられており、その石高も単なる「宛てがい扶持」ではなく「軍役」負担能力と一定の格式を保証するに足るものであったことは注目されよう。

すなわち、後述するように、久留米藩の「浪人」制度が完成を見た時点での「浪人」は軍役負担能力を重要な基準として特権的士格を藩から付与されていたことを考えると、かかる確立期の特権的な牢人の例は冒頭で定義した「牢人」の成立といえるものであり「浪人」の先駆的形態といつてよいだろう。

以上で「家中召置」・「在郷召置」段階の牢人と「軍役」との関係についての検討を終わり、次に先手物頭支配段階における牢人と「軍役」との関係を見ていこう。

四、先手物頭支配段階における「牢人」と「軍役」

先手物頭支配は、遅くとも承応三年の時点で成立していたことは先述したが、『藩法集』二〇の承応四年三月朔日牢人支配富島五郎太夫に対して「分領え来ル牢人裁判之事」を令している。

一人数出候節浪人衆心次第可罷出候、并差物ハ腰差長サ五尺迄たるへき事、色紋は銘々心次第たるへく候この法令で、牢人の出陣は義務強制ではなく任意であり、「腰差長サ五尺」という軽卒並の身分規制を課すとともに旗差物は任意であるとしている。

軽卒並の身分規制は、牢人支配という役職を設け「牢人」の統一的支配を始めるに当たって、「牢人」の身分を

久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

軽率並に位置付け藩の中士以上との差別化を図ったもので、牢人支配が足軽支配であったことと対応するものである。また、損耗率が激しいと考えらえ御先手という突撃部隊に配置したことは、島原の乱で見せた牢人の上昇志向を利用しようとする藩の思惑を窺うことができよう。

この後、万治四年二月にキリシタン改めを毎月励行するようにとの達しの付則として、「領分ニ召置候浪人」に關しては「念を入」れるべきことが令されていることがわかるのみで、これら以外の先手物頭支配時代のことは不明である。

五、「浪人」の創出

浪人奉行は、遅くとも寛文六年までには成立したと述べたが、その頃の「浪人」支配に関する法令などは管見の限りでは見いだすことができない。ただ、尾関家所蔵『浪人中由緒附』によれば、この頃、「浪人帳ニ付」けて「浪人」としての身分を得た牢人がかなりの数に上っている。今、寛文年間から元禄初年に浪人帳につけられたという「浪人」を列挙してみよう。

寛文二年	山脇兵太夫	松平右衛門佐旧臣	戸波六太夫願ひ
寛文四年	木村図書	祖父関善右衛門、秋月家致仕	自分願ひ
		同年、明善寺一安願ひにより居住仰付	
寛文五年	西尾貞右衛門	武州より罷越	兄同十左衛門願ひ
寛文十三年（延宝一年）	大津山武左衛門	立花好雪旧臣	馬場伊左衛門願ひ
寛文十五年（延宝三年）	中村清左衛門	病身にて引込	弟同太兵衛願ひ
同年	道家伝左衛門	田中家旧臣	吉田理兵衛願ひ

延宝四年

宮川七郎左衛門

田中家旧臣

手塚六郎右衛門願い

貞享五年

原田十藏

黒田如水致仕

坂東寺良恵願い

当地罷越

元禄元年

伴源左衛門

源左衛門父新左衛門

一族中村斎兵衛願い

寛永二十年病身につき致仕

これ以前に「浪人帳に付けた」と「由緒附」に記載されている家は、寛永六年の前野家と寛永八年の権藤家とであるが、いずれの年次も信用性が低いものと考えられる。

まず、前野家について検証してみよう。

今、筆者が確認できる「浪人」の由緒附は三通りあるが、前野家についての記述はすべて異なっている。

すなわち、三つのなかで最も古い尾関家所蔵「浪人中由緒附」には前野家の「始祖」前野九郎兵衛（喜多勘左衛門）が江戸御供中、落馬負傷したため有馬家を致仕したところ、領内に居住すべき旨を申し渡され、家中の村上太郎右衛門が願い出て寛永六年に浪人帳に付けられたとされている。

次に古いと考えられる同家所蔵「浪人格帳」には「喜多勘左衛門義は御家中ニ相勤罷在御暇申上勢州ニ罷越居申候、其後御当地ニ罷越、前野九郎兵衛与相改御家中村上四郎右衛門へ與力いたし島原御陣江も罷越働有之候ニ付、同人村上太郎兵衛奉願浪人帳ニ相加エ」と記されており、前野九郎兵衛は有馬家致仕し伊勢に赴いた後、久留米藩領に戻り家中の村上四郎右衛門の与力になり島原の陣に出陣、その後、四郎右衛門の子息太郎兵衛の願いにより浪人帳に付されたたとされている。

最も新しい「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」には、喜多勘左衛門が馬廻知行三百石、渋谷五郎八組で出陣、負傷、陣後、傷が癒えないため致仕、本国伊勢に戻ったが、正保年中久留米に戻り、前野九郎兵衛と改名、

村上四郎右衛門の婿だったため同太郎右衛門が願い出て浪人帳に載せたとしている。¹¹⁾

では、これらの由緒のうち、何れが妥当なのか、検討してみよう。

『米府紀事略』巻之三に「寛永御家中分限帳」が載っているが、御馬廻の六番渋谷与右衛門組のなかに「高式百三十石 北勘左衛門」の名前が見える。ちなみに、渋谷与右衛門は渋谷五郎八のことである。また、寛永十五年四月二八日「有馬御陣中御家中人数御扶持方」にも渋谷五郎八組「メ三百七拾七人」のうち「一同（上下）拾七人 喜多勘左衛門」という項が見える。¹²⁾

以上の事実は、喜多勘左衛門（前野九郎兵衛）が馬廻知行三百石、馬廻組渋谷五郎八組の一員として出陣していたことを示している。この結果、「浪人中由緒附」は、島原の乱前の寛永六年の時点で既に「浪人帳」にのつていたという点で、「浪人格帳」は牢人として村上四郎右衛門の与力として従軍したという点において誤りであるという点になり、当時の分限帳などが示す島原の乱に関する事実と符合するのは「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」のみである。

そして、村上四郎右衛門の名前は「寛永御家中分限帳」では御馬廻四番の組頭、八百石として記載され、さらには同太郎右衛門は「寛文六年丙午七月御家中分限帳」には御手廻千石として記されている。また、有馬文庫『御家中略系譜1』巻十四によれば、四郎右衛門は組頭として島原の乱に出陣、寛永十五年元旦、六十六才で討ち死し、太郎右衛門が家督を相続、寛文十二年に病死している。

かかる村上家の家督相続状況は、島原の乱後に致仕し前野九郎兵衛と改名した喜多勘左衛門が浪人帳への記載を願い出たときの願人が「寛永御家中分限帳」の村上四郎右衛門ではなく「寛文六年丙午七月御家中分限帳」の同太郎右衛門であったことを示している。

ゆえに、「浪人中由緒附」が説く寛永六年は、ここでも誤りといえるであろう。

では、「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」の前野九郎兵衛に関する記事を全面的に信用できるのであるか。

そこで問題になるのは「島原の乱における戦傷が癒えないため」という致仕の理由である。この点について他の史料を見てみると、最も古い「浪人中由緒附」は勤仕中の落馬負傷という武士にとって不名誉な事件を挙げ、次に古い「浪人格帳」が致仕の理由に言及しておらず、有馬文庫『廃家系譜知行高目録』に喜多勘左衛門について「瓊林様御代 三百石 御馬廻組病身ニ付依願知行差上御領内ニ浪人」と述べている。注目すべきは、「浪人格帳」や『廃家系譜知行高目録』が病氣の原因や退国の理由を記していない点である。もし「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」が説くように島原の乱における戦傷が理由であるとしたならば、戦における「手負い」が決して不名誉ではない以上、特記されていないのは不自然の感を免れない。もし、意図的に病氣の原因や退国の理由を記述するのを避けたとしたならば、それは「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」が説く「手負い」の場合より「浪人中由緒附」の落馬負傷のケースの方が自然であると思われる。管見のかぎりではあるが島原の乱関係記録のなかの負傷者中に彼の名前を見いだせないことは、このような感を強めればこそ弱めはしないのであるが、断定するまでには至らないのも事実である。

また、致仕後の動向についても「浪人中由緒附」『廃家系譜知行高目録』は国内居住のみ、「浪人格帳」「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」は伊勢に一旦出国、のち久留米に帰藩居住の二つに分れているが、この二説の当否は直ちに判断しがたい。

そこで、前野九郎兵衛の出国に至るまでの経緯を二つの場合を想定せざるを得ないが、村上太郎右衛門が願い出ている時期について、一旦出国の場合は「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」が特定している正保以降、太郎右衛門が死亡した寛文十二年まで、他方、国内居住の場合は『廃家系譜知行高目録』が廃絶の時期として特定し

ている「瓊林様（＝有馬忠頼）御代」の寛永十九年十月から承応四年三月までのうち、願人太郎右衛門存生中の寛文十二年までとなる。

以上、前野九郎兵衛の願出に関する史料を、その内容に忠実に、かつ意図的な改竄の可能性を考慮しつつ検討してきたが、最大限、寛永十九年から寛文十二年までの間であり、正保年間から寛文十二年までの間が、そのなかでも可能性が高いといえるかもしれない。

もっとも、見方を変えて願人が太郎右衛門だったことを基準にしつつ誤写・誤記の可能性をも考えあわせると、「浪人中由緒附」の筆（写）者が、太郎右衛門が家督であった寛文六年を何らかの理由で誤って寛永六年と記したと考えるのが他の史料の内容に対しても一番整合的であると考えられる。

次に、権藤家寛永八年について検討してみよう。

権藤家については『浪人中由緒附』『明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書』とに記載されており権藤伊右衛門は、有馬佐右衛門祐浪人で寛永八年白崎庄左衛門願いで浪人帳に付けられたとしている。

因に、『御家中略系譜1』巻二十五によれば願人白崎庄左衛門は寛文七年八月に家督を相続し三百石馬廻組に列し享保五年十二月に病死している。このため、願い出年の可能性は寛文七年から享保五年までとなるが、寛文八年を寛永八年と誤写誤記した可能性も否定できない。

いずれにしても、前野九郎兵衛・権藤伊右衛門が浪人帳に付けられたと考えられるスパンのなかに確立期「浪人」の多くが願い出た寛文年間が含まれていることを銘記すべきであろう。

次に『浪人中由緒附』のっている「浪人」のうちで早期に成立したと考えられる「浪人」の内、願い出た年代が不明な家は、後述する福島家を除いて万年家・尾関家・鵜川家・保田家などである。因に、万年家・保田家は田中家旧臣、鵜川家・尾関家は家臣の一族の家柄である。¹³⁾

有馬家所蔵『寛文六年丙午七月御家中分限帳』によれば、このうち、万年家の願人調所兵左衛門は馬廻渡瀬將監組に、鵜川家の願人鵜川才兵衛は馬廻戸田嘉左衛門組にそれぞれ属しており、両家とも寛文年間か、もしくはその前後に願い出たものと考えられる。

また、尾関家の願人尾関与五兵衛は初代と二代共通の名前であり、初代は正保二年正月に召し出されており寛文元年閏八月に死去、二代目は寛文元年九月家督相続、元禄元年に死亡しており、尾関家の願い出が正保二年から元禄元年の間であったことが判る。

さらに、保田家の願出人は『浪人中由緒附』には記されておらず「祖父（保田）半左衛門自分ニ奉願浪人帳付申候」としているが、「浪人格帳」には半左衛門は家中伊吹孫右衛門の願いにより浪人帳に記載されたとしている。因に、篠山神社蔵『御家中略系譜』巻一によれば伊吹孫右衛門は、寛永三年児小生二十石、同二十年新知二百石御手廻、後御馬廻組裏判奉行、寛文六年死去している。このため、孫右エ門が願い出たのは、独立した家の当主となった新知二百石の寛永二十年から死去した寛文六年までの間となろう。

以上、長々と早期に成立した「浪人」家がいづ頃、浪人帳に付されたかを検討してきたが、可能性として最も早いのは尾関家の正保二年、年代が明記されているものとしては山脇家の寛文二年であろう。また、最も遅い可能性としては、同じく尾関家の元禄年間であるが、年代が明確なものとしては伴家の元禄元年である。

ただ、願い出数を考えてみると、正保から元禄の間六〇年間のうち、寛文・延宝年間に比重が大きく、貞享・元禄がこれに続いている。

これは、遅くとも寛文六年までと考えられる浪人奉行の成立と対応していると考えるのが自然であろう。

このような動きのなかで藩よりの「客分」的処遇を与えられていた「牢人」も、道家家が延宝三年に浪人帳に記載されたことに見られるように「浪人」のなかに吸収されていつている。ただ、木庭・福島両家がどのようなかた

久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

ちで浪人帳に記載されるようになったかは不分明であるが、『浪人中由緒附』によれば三家とも藩主との目見得を許されており、一般の「浪人」の上層に「御目見得浪人」として位置づけられていたことは明らかである。

以上のように寛文年間を中心とした時期、浪人奉行の成立に対応しつつ「浪人」が「御目見得浪人」とその他の「浪人」という重層的な構造をとりながら創出されたのであるが、その総数は十七家で、多分、藩内にいた牢人のうちの僅かの部分であったことは想像に難くない。

これら「浪人」の出自を分析すると、立花家旧臣二家（木庭・大津山）、田中家旧臣五家（道家・福島・宮川・万年・保田）、他国大名旧臣二家（山脇・榎藤）、家中一族三家（西尾・鵜川・尾関）、病身により致仕した元家中三家（中村・前野・伴）、領内寺院出願二家（木村・原田）というもので、筑後系郷士（立花家・田中家旧臣）七家と家中系郷士（家中一族・元家中）五家を二つの柱に、他国大名系郷士二家、寺院系郷士二家を加え（家中一族・元家中）六家を二つの柱に、他国大名系郷士二家、寺院系郷士二家を加えたものである。この時、旧属郷士の範疇に一応、入れることができるものは筑後系郷士のみであり、かゝる旧属郷士が新規土着郷士ともいふべき他国大名系郷士や全く異なる家中系郷士・寺院系郷士とともに「浪人」という土格に統合されているのが久留米藩の郷士——「浪人」——範疇本来の特色といえるだろう。

このような雑多な系譜の牢人に久留米藩は「浪人」という身分を選択的に与えたわけであるが、その意図として三つのことが想像される。

まず、一つは、藩士や寺院の願い出を原則として示されるように、藩士や寺院が「厄介」などとして抱える「牢人」に独立した身分的安定を与えらるゝとともに他の「牢人」に対して優越的に差別化したいとの欲求に對処しようとする意図であり、第二には、藩自体も、元家中など藩と特定の関係を持つ「牢人」を優越的に差別化したいという基本的志向をもっていたであろうこと、第三には、藩の意向により領内に止められ土着のための経済的

基盤と格式を与えられていた福島家や木庭家などに象徴されるように土着している筑後系・他国大名系「牢人」を選択的に身分格式を与えて藩と特定の関係を設定し、他の「牢人」と差別化しようとする企図が考えられる。そして、藩主への「御目見得」の有無に象徴されるように藩主への距離の差を軸として「浪人」集団を重層的に区別し、藩主の「御手廻」の浪人奉行をそれらを支配することにより藩主との「直結性」を創出したものと考えられる。

以上のような意図の下、十七家という数の示されるように藩は極めて選別的に創出していったと考えられるのであるが、浪人奉行の支配の実態は元禄六年以降しかわからない。

節を改めて、これらについて述べていきたいと思います。

六、「浪人」と「軍役」——結びにかえて

尾関家文書『浪人中由緒附』の「諸事之覚」の冒頭に元禄六年二月に藩主有馬頼元より浪人奉行岡村七郎右衛門・圓岡四郎太夫にあてた次のような「御切紙之写」がある。

一 何方江人数指出候節は差図次第浪人中可罷出候、尤其方可令裁判事

一 於陣所は浪人中其方陣場ニ可召置事

一 浪人中、差物腰指長五尺迄定紋は可為心次第候事

一 領分ニ有之浪人、何方へそ参度と申候ハハ最前当所へ召置度由申候もの方手形を取、その上ニ而 家老中江相達指図次第可遣事

一 領分ニ有之度与申浪人先至之構有之歟、又ハ不首尾成様子於有之は召置間敷候、召置度与願候者手前遂吟味紛敷義於無之は、家老中江相達、是又指図次第可召置事

第一条・第二条までは「浪人」の「軍役」に関する規定であるが、先手物頭支配段階の承応四年三月の達しにおい

て「牢人」の参陣を任意としていたのを「浪人」の義務に変更し浪人奉行の指揮下に置くとともに「浪人」陣所として浪人奉行の陣を指定している。

第三条は、「浪人」に関する承応段階の軽率並の身分規制を継続していることを示している。

第四条から第五条は「浪人」の退国と新規「召置」の際の手続きを規定したものである。

この規定のなかで特徴的な点は、退国する際の同意や「召置」たい者（浪人帳に付することを願ひ出る家中や寺院）の同意や責任を重視している点である。また、最終的にはこれらの案件を決裁するのが家老職であり、これらの手続きにおいては浪人奉行は家老と「召置」く家中などとの中間に位置している実務機関といえよう。

以上のように、身分にかかわる手続きに関しては「召置」く人間のもとの「浪人」という従来の在り方を前提とした手続きを設定しながらも現実の支配においては「浪人」を浪人奉行直率の「独立した戦術単位」として強制的に組織するなど、「召置」を排除して浪人奉行＝藩の直接支配を強化しようとしたものといえよう。

では、このような支配のもとで「浪人」は如何なる存在であつたのであろうか。

まず、能見物の座席から「浪人」の存在を見ていこう。

『古代日記書拔』によれば元禄九年の能における見物席は、家老その他が大広間東縁類、御手廻りの面々が同所・上之間・皇帝之間・次之間、外様衆が三之間より御式台上之間まで、大庄屋・町別当が落搦というもので「浪人」は不在である。

ところが、『米府紀事略』12の正徳五年の能の記事には「浪人」が登場している。すなわち、梅林寺（三汁八菜後段）が曲水之間、他の出家衆（三汁八菜後段）が千鶴之間、杜家・浪人（二汁五菜）が千鶴次之間に座しており、「浪人」が出家衆、杜家と同じ次元の範疇で捉えられており杜家と同格に遇せられていたことがわかる。かかる待遇は「浪人」を家中として捉えておらず僧侶杜家とともに藩の公儀支配の体系のなかで位置づけていたことを明示

している。

しかし、『藩法集』2295所載の天明四年の能の詰席では「御手廻嫡子、外様嫡子、その他、浪人」は「千鶴二之間」に座すべきことが記されている。このことは、「浪人」が「御手廻嫡子、外様嫡子」とほぼ同格であり、ほとんど同規模の「軍役」負担を行ったのではないか、との考えが浮かんでくる。

ただ、注意しなければならないのは、この席次をもって「浪人」が家中であると即断できない点である。というのも、「千鶴二之間」と同時に「芝居詰之者」の御船大工棟梁、鍛冶屋、大庄屋、宿駅別当、鋳物師司、細物屋、庄屋、百姓など、「千鶴二之間東軒下雨障子附出シ、雨落より縁取敷」の足達幸助以下数十名⁽¹⁵⁾が見物を許されているが、大庄屋・宿駅別当・百姓などが家中ではなく公儀支配の体系のなかにあることは明らかであり、「浪人」も、その流れのなかで見物を許され、士分とそれ以外という差別の観点から家中の「御手廻嫡子、外様嫡子」と同席させられた可能性を否定できないからである。

しかし、『藩法集』2547の「明十五日御着城ニ付、御家中之面々登城刻限四ツ時揃」という天明九年藩主出迎の規定において、「浪人」は「……御馬廻組 同並 浪人 御手廻嫡子……」という順で城内における出迎え場所を指定されているのであり、そこでは明らかに明らかに「家中」としての位置づけを有しているのであり、「御馬廻組 同並」に次す中士相当の家格を得ているのである。

すなわち、「浪人」は、一七世紀末では一身分として重視されていなかったものであるが、一八世紀初めでは僧侶・社家とならぶ藩の公儀支配の対象の身分の一つとして位置づけられ、同後輩には「家中」へと変化し「中士」として位置づけられるに至ったのである。

しかし、注意しなければならないのは、『浪人中由緒附』『諸事之覚』のなかに、①「浪人中奉公願中小性以上之願取次申候」②「浪人」が願ひ聞き届けの御礼を行う際の事例と二つとして「一家之内御直参無之、浪人

ハ浪人仲間御目見仕候者を頼御礼申上候」

③ 家族のみならず家来持ちの「牢人」でないと、「浪人」として登録しない

④ 「浪人」に鉄砲所持を許容

⑤ 「御徒士中小性迄ハ浪人帳ニ付申度願有之候ても願取次不申候」

などを規定している点である。¹⁶⁾

①は、「浪人」は藩主に対して「奉公」を願い出て「奉公」しえること、②は、「浪人」は「直参」ではなく藩主との主従関係の埒外に本来的にあることを示している。ゆえに、「浪人」の「家中」化は、当然、このような「奉公」願いが聞き届かれて初めて成立したものと考えられる。このような、「家中」化は元禄年間の「軍役」の義務化などに見られる藩の姿勢に即したものであることは想像に難くない。すまわち、「浪人」は「直参」ではないという建前とは裏腹に「家中」化は「義務」かつ必然であったと考えられる。ここにおいて「浪人」の二重性が成立する。

しかし、荒巻家文書「諸触書廻状等留書」の「身分治方も平士之通ニ相并可申候、尤無録之面々故、渡世方ハ夫々先祖合家ニ伝ル業、随分自分ニ相動可申候」とあるように、「家中」化したからといっても知行給付はなく自己負担であるため、藩主と「浪人」との間に封建的主従関係が成立する余地がない。このため、かかる「家中」化をささえるイデオロギー装置として、公的な国家的支配（公儀としての支配）に由来する「国恩」、それを根拠とした主従制や、権力や富力や身分的優位性を囲い込んだ「有馬家中」への加入を志向する特権的身分——士分——としての一般的指向であろう。

そして、「浪人」を牢人のなかから選別し一定の「軍役」を負荷するという久留米藩の「浪人」政策の基調は③・④の「浪人」の「軍役」負担能力・戦闘能力を担保する規定を生み出すとともに、①の過去の経緯に捕らわれる既存の「浪人」の奉公願いについては中小姓までは許容したものゝ、⑤にあるように下士による新規「浪人」創出願いを「浪人」の「中士」としての士格を損なうものとして排除したのである。

このような久留米藩の「浪人」政策の集大成として、『御旧制調書（15）』にみられる文化十年の軍制における「浪人」の位置づけが挙げられよう。

この軍制はフェートン号事件の影響かと思われるが、全九備のうち「浪人」が所属するのは「遊軍御備」で、その構成は士大将一名（御家老脇、もしくは臨時総奉行）のもとに番頭代（浪人奉行）二名と大筒足軽大将一名が置かれている。番頭代の下にはそれぞれ御馬廻組頭（遊軍鎧武者組頭代旧家浪人）一名、御馬廻（遊軍鎧武者）二五名浪人中が置かれている。また、大筒足軽大将は大筒修行の足軽三〇名を指揮し「重火器」による機動打撃を任としている。また、他の備と異なり鉄砲・弓足軽隊は配置されていない。

御馬廻組頭（遊軍鎧武者組頭代旧家浪人）二名には「旧家浪人木庭・道家・福島等之輩」が任じられ、一人当たり、騎馬、若党、鎧、指物建、具足箱、草履取、馬取、杓簀、陣桶、小荷駄口付各一の上一〇名、乗馬、小荷駄馬各一の馬二疋の「軍役」が規定されている。また、御馬廻（遊軍鎧武者）浪人中に一人当たり騎馬、鎧、指物建、具足箱、馬取草履取衆、杓簀各一の上下七名、乗馬、小荷駄馬各一の馬二疋の「軍役」が負荷されている。

また、各備えの「鎧武者」の欠員補充要員として「浪人」本人および一族を総動員しようとしている。さらには、従前の「腰差」という軽卒並の身分規制を改善して「受筒で背指」という中士にふさわしいものに変更している。

以上のように「浪人」は、正規の「軍団」編成のなかに一個「軍団」としてほぼ「独立」して組み込まれている。同備は「重火器」による打撃力をもつ戦術予備兵力としての機能と他「軍団」への兵員補充源としての機能を併せもっていた。「浪人」は馬廻（中士）相当の軍役量を負担し本人はもとより一族も補充要員とされていたのである。ゆえに「浪人」たり得る要件は軍役負担に耐え得る資質・技量、および人的・財的力を所有していることにあり、藩は「浪人」取り立てにあたって選別し中士相当の家格設定を行うとともに、重負担に耐え得る富裕層を選別的にはあるが新たに取り立てる必然性があつたのである。そして、「旧家浪人木庭・道家・福島等之輩」が遊軍鎧武者

組頭代になっていることは、確立期の牢人の差別化政策の延長線上にあることを象徴しているものと考えられる。以上、久留米藩の「浪人」が従前の郷士の三類型で律しえないことは明らかにした。まだ、論じべきことが多い、これらについては後稿を期したいと思う。

註

(1) 久留米藩の「浪人」についての研究成果は、管見のかぎりでは、現在、「久留米藩の浪人制度」(『福岡県史料叢書』第7輯 二〇～二三頁)、久留米郷土研究会編集部「明治二巳年郷土由緒書」(『久留米郷土研究会誌』15号 五一～六五頁)が存在する。

因に、前者は、「浪人」制度の成立について、史料名をあげていないものの史料を引用して、久留米藩の「浪人」は、最初、家中の与力として島原の乱に出陣し、以後、先手物頭支配、その後、浪人奉行の支配に移ったとしている。なお、浪人奉行の成立は、宝永十五年となっている。さらに、久留米藩家格体系における「浪人」の位置づけに関連する記述としては、帰国する藩主を城中で出迎える際の席次は「御馬廻の次列」とする史料をそのまま記載している。この「御馬廻の次列」という記事は、「浪人」が身分的に中士である馬廻組格に準じるか次する格式を有していたことを示唆しており、久留米藩の「浪人」が、これまでの郷土範疇の三類型で律し得ないものではなかったか、との疑念を抱かせるものであるが、前者では、これらのことには一切、言及していない。

以上、前者の内容を見てきたが、浪人制度の枠組みの概要については正しいとしても、重要な点について、いくつか疑問箇所があり、この論文が典拠とした史料が戦災で亡失したため、今日では再確認しようがないのが現状である。また、「浪人」制度の実態や本質、久留米藩内における位置付けなど、その全体像は明らかにされないまま残されている。

次に、久留米郷土史編集部「明治二巳年郷土由緒書」は浪人上野家の手控を紹介したものであるが、その内容は、明治二年九月以降の郷土切り替え・格式切り替え後の「浪人」家の格付けや由緒を記したものであるが、その「由緒書」の内容がやや信頼性に欠ける点があることや、明治二年九月に「浪人」から家臣に上昇した家の記録が記載されていないなど、注意すべき点も存在している。

- (2) 『藩法集11 久留米藩(以下、藩法集と略)』三八
- (3) 有馬文庫には、久留米藩の家臣団の家譜類、分限帳、廃絶録類が複数所蔵されているが、複製本図書番号F224-G1111nの『御家中略系譜』を『略系譜1』、同F224-G1121nの『御家中略系譜』を『略系譜2』と記述することとする。
- (4) 『久留米市史 第九卷 資料編 近世II』三〇五～七頁
- (5) 『嶋原一揆御誅伐覚』九 十 篠山神社文庫 一三六(久留米市)
- (6) 『家勤記得集全』元和十四年二月初日条に「於当家頼来牢人」の名前が列記されているが、そのなかには有馬内記人数に含められている人名もある。また、その末尾には改易大名脇坂主水の子息脇坂甚三郎の名前もあり、彼のような場合は、有馬家に直接、陣借をしている可能性を否定できない。
- (7) 尾関家文書『浪人中由緒附』
- (8) 「明治二巳年五月(久留米藩) 郷士由緒書」五七頁。
- (9) 同前書 五九頁。
- (10) 藩主と封建的主従関係にない牢人は藩主に対して何ら軍役を負担する義務はないが、いろいろな形や論理で藩の動員体制のなかに組み込まれていく。このような牢人にかかる軍事負担を、封建的主従関係にもとづく軍役と区別して「軍役」と記述することとする。
- (11) 「明治二巳年五月(久留米藩) 郷士由緒書」五八頁。
- (12) 『藩法集』四〇四二(一三五四～六一頁)。
- (13) 「浪人格帳」には「久敷衆」として木庭、保田、山脇、前野、大津山、道家、万年、鵜川、尾関の九家が挙がっている。
- (14) 領内寺院出願郷士を厳密に考えると、二家はいずれも他国大名の旧臣で一家は僧侶一族という属性を持つが、彼らは、いわゆる「寺侍」であり寺院系郷士として一括した。
- (15) 『藩法集』2296では「芝居詰之者」以下に関して「今般無格之者共御能拝見之儀、先祖之勲功、或は旧き家柄、或は三十ヶ年已上勤仕之者、又は勤柄ニ依拝見被仰付候儀有之候」と述べている。
- (16) 『浪人中由緒附』自体が寛政元年以前に成立しており、前引した元禄六年二月「御切紙之写」が「諸事之覚」の冒頭

久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

久留米藩「浪人」制度に関する基礎的考察

にあり、しかも「諸事之覚」中に享保年間のものがあるので、「諸事之覚」が一八世紀のものであることは間違いないところと考えられる。